

追加情報

『平成26年の 相続税・贈与税入門の入門』（平成26年4月15日）を刊行後、4月18日に国税庁より「財産評価基本通達の一部を改正する通達」（課評2-9他）が公表されました。

この改正は、平成26年度税制改正における復興特別法人税の前倒し廃止により、非上場株式を純資産価額方式で評価する場合の「法人税額等相当額の控除」の割合を、「42%」から「40%」とするもので、平成26年4月1日以後の相続・贈与により取得されたものから適用されます。

つきましては、本書の206、207、208、221、232ページにつきましては、お手数ですが「42%」を「40%」と読み替えてください。

また、追加の修正事項は、随時当社のホームページ（<http://www.zeiken.co.jp> 「書籍」をクリック）にてお知らせ致します。

税務研究会出版局
(H26.5.7)